

[会長専決処分事項]

会則の改正について

第 73 回全国植樹祭岩手県実行委員会第 2 回総会（令和 2 年 3 月 10 日開催予定）の中止により、会則第 10 条に基づき、会長専決処分した審議事項を報告するもの。（令和 2 年 3 月 17 日専決処分）

[第 73 回全国植樹祭岩手県実行委員会会則の一部改正]

改正前				改正後			
別表 1（第 4 条関係）				別表 1（第 4 条関係）			
職名	区分	所属	役職	職名	区分	所属	役職
[略]				[略]			
[略]	[略]	岩手県 <u>秘書</u> 広報室	室長	[略]	[略]	岩手県 <u>政策</u> 企画部	部長
[略]	[略]	岩手県 <u>政策</u> 地域部	[略]	[略]	[略]	岩手県 <u>ふる</u> さと振興部	[略]
[略]				[略]			
別表 2（第 11 条関係）				別表 2（第 11 条関係）			
職名	区分	所属	役職	職名	区分	所属	役職
[略]				[略]			
[略]	[略]	岩手県 <u>秘書</u> 広報室	副室長	[略]	[略]	岩手県 <u>政策</u> 企画部	副部長
[略]	[略]	岩手県 <u>政策</u> 地域部	[略]	[略]	[略]	岩手県 <u>ふる</u> さと振興部	[略]
[略]				[略]			

附 則

この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。